

県道 上内膳塩尾線	洲本市中川原町中川原字南1358番2から 同 市中川原町中川原字古市1394番2まで	旧	5.0から 10.0まで	196.0	
		新	6.0から 22.0まで	196.0	

兵庫県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成18年6月20日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成18年6月20日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 花田野里線	姫路市花田町高木字西ノ角1番2から 同 市花田町高木字西川原301番1まで	旧	20.0から 53.0まで	100.0	
		新	15.0から 29.0まで	100.0	

兵庫県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成18年6月20日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成18年6月20日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 178号	美方郡新温泉町諸寄字久庭ノ上3639番1から 同 郡同 町諸寄字岡269番23まで	旧	8.0から 23.0まで 15.0から 54.0まで	572.0 476.0	
		新	15.0から 54.0まで	476.0	

兵庫県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成18年6月20日

から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成18年6月20日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 佐野仁井岩屋線	淡路市野島常盤字天ヶ坂708番22から 同 市野島常盤字知源行1460番26まで	旧	8.0から 13.0まで	264.0	
		新	10.0から 19.0まで	260.0	

兵庫県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成18年6月20日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三木穴栗線	姫路市夢前町神種字中田991番1から 同 市夢前町勘野字毛野660番1まで	旧	7.0から 39.0まで	2,364.0	
		新	7.0から 39.0まで	2,364.0	
			9.0から 39.0まで	2,364.0	予定地

兵庫県告示第692号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、東播都市計画下水道事業（平成15年兵庫県告示第338号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
加西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業
加西市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和53年12月8日から平成19年3月31日まで
変更後 昭和53年12月8日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

兵庫県告示第 693 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、東播都市計画下水道事業（平成15年兵庫県告示第1391号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年 6 月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

西脇市

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画下水道事業

西脇市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和56年 9 月16日から平成19年 3 月31日まで

変更後 昭和56年 9 月16日から平成22年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

兵庫県告示第 694 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、伊丹市荒牧第2土地区画整理組合から阪神間都市計画事業荒牧第2土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成18年 6 月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 695 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成18年 6 月20日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成18年 6 月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18丹波位置 0004号	18. 5. 31	篠山市東新町35番・36番・43番・46番・48番・50番・ 52番・54番合併3の一部	5.00	34.70
第H17丹波位置 0011号	18. 6. 7	篠山市東吹字飛地ノ坪1801番の一部	4.00	30.38

兵庫県告示第 696 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立武道館の手数料の徴収事